

=====
今月の特集記事：プラ新法！プラスチックごみを減らすための法律についてわかりやすく解説
=====

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律をご存知でしょうか？

この法律は、2020年に施行されたもので、プラスチックごみの削減やリサイクルの推進を目的としています。具体的には、以下のような内容が含まれています。

- ①プラスチック製品の製造者や輸入者に対して、プラスチック製品のリサイクル率や再生利用率を報告する義務を課す。
- ②プラスチック製品の販売者や提供者に対して、プラスチック製品の削減や再生利用の取り組みを実施する義務を課す。
- ③プラスチック製品の使用者に対して、プラスチック製品の分別収集や再生利用への協力を求める。
- ④プラスチックごみの発生源である事業者に対して、プラスチックごみの排出量を把握し、削減やリサイクルの計画を策定する義務を課す。

製造者は積極的にリサイクルを行い、材料も再生樹脂を使用することが義務になってきます。

この法律は、プラスチックごみが環境や生態系に与える影響を考えると、非常に重要なものです。プラスチックごみは、海洋汚染や地球温暖化の原因となり、多くの動植物に被害を及ぼしています。

また、プラスチックごみは有限な資源である石油から作られており、プラスチックの使用量は年々増加しています。そのため、プラスチックごみを減らし、リサイクルすることは、資源の有効活用やエネルギーの節約にも繋がります。

私たちは、この法律に基づいて、プラスチック製品の使用量を減らし、分別収集や再生利用に積極的に参加することが求められています。また、プラスチック製品ではなく、紙や布などの代替品を選択することもできます。プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律は、私たち一人一人が環境問題に責任を持ち、行動することを促してくれる法律です。

=====
補助金情報：【環境省】 プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備等導入促進事業
=====

機器導入にあたり、補助金を活用してはいかがでしょうか？弊社でサポートいたします。

概要：プラスチックの再生資源を活用する製造設備導入費用について、1/2を上限に補助する事業

内容：プラスチックの回収・リサイクルを迅速化・効率化を進めるため、プラスチック資源循環の取組全体（メーカー・リテイラー・ユーザー・リサイクラー）のリサイクル設備等の導入を支援します。また、脱炭素化を図ります。

実施年度：2022年～2027年 （注）現在募集は終了しております。

詳細は[こちら](#)